

会社の 相談？ 雇用

パートタイマーの雇用保険加入

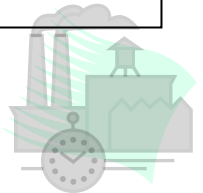
Q

月から金曜日までの5日間、10:00～15:00 (休憩1時間) で6ヶ月の雇用契約で働いているパートタイマーは雇用保険に加入しなくてはならないのですか？

A

たとえパートタイマーでも、要件に当てはまれば、会社は雇用保険に加入させる義務があります。

- ◆雇用契約期間が6ヶ月、1週間の所定労働時間が**20時間以上**の場合
⇒ 要件に当てはまるため、**雇入れ時から適用される**
- ◆雇用契約期間が6ヶ月、1週間の所定労働時間が**15時間**の場合
⇒ 週20時間未満のため、雇用保険の適用にはならない



角解説

平成22年4月1日から雇用保険の適用範囲が変わりました。

- ①雇用見込みが (旧: 6ヶ月以上) ⇒ **新: 31日以上** あること
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

**適用範囲
拡大!!**

31日以上の
雇用見込み
がある
とは？



- 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除いて該当することになります。
- 雇用期間が31日未満であっても
 - 例 雇用契約に『更新する場合がある』という規定があり『31日未満で雇止めをする』という明示がない
 - 例 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある
この場合は雇用の見込みありとして雇用保険を適用します

いつから加入？

- 4月1日以降に雇用したとき

雇用期間
31日未満

雇用契約期間が31日未満であっても、31日以上雇用が継続しないことが明らかである場合を除き、**雇入時より**加入する

- 4月1日以前から雇用していたとき

4月1日以降の
雇用期間
31日以上

4月1日以降の雇用契約期間が31日以上であるため、**4月1日から**加入になる

4月1日以降の
雇用期間
31日未満

4月1日以降の雇用契約期間が31日未満であっても、その後、31日以上雇用が継続しないことが明らかである場合を除き、**4月1日から**加入になる

4月1日

